

令和8年1月13日農業委員会議事録

1 開会日時及び場所 令和8年1月13日 午後3時04分

市役所 501、502、503会議室

2 閉会日時 令和8年1月13日 午後3時32分

3 委員氏名

(1)出席者

西 孝則	安武 正一	智原 利彦	薄 隆太
水上シゲ子	常岡 寿子	梅谷 重男	吉村 和真
中野 修一	渡 俊次	舩越 寛治	松田 正吉
魚谷千代子	青谷 強	安部 勇児	薄 剛
渋谷 安広	西崎 博文	吉村 博文	松尾 茂樹

(2)欠席者 (なし)

(3)欠員 (なし)

4 議事に参与した者

事務局長	進 誠剛
係長	村山 隆一
係	辰市 舞
係	笹野項之輔
係	高原 康裕
係	常岡 仁志

5 会議に付した事項

議案第1号 農地法第3条 (委員会)

議案第2号 農地法第5条 (知事)

議案第3号 農地法第5条事業計画変更申請

議案第4号 利用権の設定 (農地中間管理事業の推進に関する法律)

報告第1号 農地法第5条 (届出)

報告第2号 農地法施行規則第29条の規定による転用許可不要届出

報告第3号 利用権の終了 (農用地利用集積計画)

午後 3 時 04 分開会

○事務局長 (君) それでは、引き続きまして、出席委員の確認をいたします。本日の出席は、全員出席をいただいておりますので、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により、過半数の要件を満たしますことから、本会議が成立していることを御報告いたします。

続きまして、議長の指名でございます。本日の議事進行については、 よろしく願いいたします。

○議長 (君) 明けましておめでとうございます。新しい年になりました。今年も一年、農業委員として一生懸命頑張っていたきたいと思います。よろしくお願いします。

.....
○議長 (君) それでは、議案に入ります。その前に、議事録署名人 1 月期の農業委員の署名人は、 と のお二人にお願いします。

.....
○議長 (君) では、議案審議に入ります。

議案第 1 号農地法第 3 条、1—25 の説明をお願いします。

○係 (君) それでは、議案第 1 号農地法第 3 条の許可申請、申請番号 1—25 について御説明いたします。

議案書の 1 ページをお願いいたします。

今回の申請は、農地法 3 条の申請により、売買を行い農地として使用していくという内容でございます。

譲受人は、現在年齢 82 歳で、古賀市内において家族で農業をされている方です。農業従事年数は 20 年と伺っております。

農業経営状況としましては、主に露地野菜の栽培を行っておられます。農機具は、軽トラック、耕運機を所有しておられます。

続きまして、位置図の説明でございます。議案書 2 ページをお願いいたします。

交差点、鷺白橋の西側に位置します斜線部の 1 筆でございます。

今後の申請地における営農計画としましては、露地野菜の栽培を行っていききたいとのことです。

本件につきましては、地元委員さんの署名捺印をいただいていることから事務局で受理いたしております。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 (君) 事務局説明が終わりました。御意見等ありましたら。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 (君) なければ採決に移ります。賛成される農業委員さんは挙手をお願いします。

〔賛成者挙手13／13名〕

○議長 () 君) 全員賛成。

○議長 () 君) それでは、1—26の説明をお願いします。

○係 () 君) それでは、議案第1号農地法第3条の許可申請、申請番号1—26について御説明いたします。

議案書の1ページをお願いいたします。

今回の申請は、農地法3条の申請により、売買を行い農地として使用していくという内容でございます。

譲受人は、現在年齢38歳で、由布市において農業をされていたとのことでございます。農業従事年数は11年と伺っております。

農業経営状況としましては、主に露地野菜の栽培を行っておられたとことです。農機具は耕運機、草刈機を所有しておられます。

続きまして、位置図の説明をいたします。議案書の3ページをお願いいたします。

サンコスモ古賀の南東に位置します斜線部の5筆でございます。

今後の申請地における営農計画としましては、露地野菜の栽培を行っていききたいとことです。

本件については、地元委員さんの署名捺印をいただいていることから事務局で受理いたしております。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長 () 君) 事務局説明が終わりました。地元委員さんは、それでは、質問等。

○委員 () 君) 意見をちょっと述べさせてください。回答は要りませんので。

ここの農地は新原柴原の地域でございまして、所有者は道挟んだすぐ前の庄区内にあります () さんという方でございます。離農してありまして農業を全くしてないというようなことで、今回こういう若い方がぜひとも就農したいというようなことで、私のほうは大歓迎しております。農地として利用されるなら、大変大歓迎でございます。それでまた農業計画が出してありましようから、それに沿った持続をしていただきたいというのが私からの要望でございます。それで、今から先も、この方が長くここの土地を農地として使っていただけるようお願いしたいわけでございます。

ここは農振区域でございまして、この地域から3号線までの間が農振の区域だと思うんですが、それ以外には、農用地として以外はなかなか使えない場所であると思っておりますので、なおさら農地としての利用をお願いしたいというようなことでございます。

以上でございます。

○議長 () 君) 意見等ありましたら。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（[REDACTED] 君） ないようでしたら採決に移ります。賛成される農業委員さんは挙手をお願いします。

〔賛成者挙手13／13名〕

○議長（[REDACTED] 君） 全員賛成。

○議長（[REDACTED] 君） それでは、1—27の説明をお願いします。

○係（[REDACTED] 君） それでは、議案第1号農地法第3条の許可申請、申請番号1—27について御説明いたします。

議案書の1ページをお願いいたします。

今回の申請は、農地法3条の申請により、売買を行い農地として使用していくという内容でございます。

譲受人は、現在それぞれ年齢34歳、35歳で、男性は農家出身ではございますが、農業経験はないというふうに聞いております。

本申請地の南側に隣接します宅地に移住してくる予定の方で、本申請地を家庭菜園のために購入されとのことでございます。

なお、この本申請地と併せて移住予定地のさらに南の土地も購入しておりまして、三角地ですね、購入しておりまして、自家用車の駐車場として使用するための5条許可申請も併せて提出されておりますので、後ほど5条の際に説明をさせていただきます。

所有する農機具は、草刈機でございます。

続きまして、位置図の説明をいたします。4ページをお願いいたします。

今在家公民館の南東に位置します斜線部の1筆でございます。

今後の申請地における営農計画としましては、露地野菜の栽培を行っていきたいとのことでございます。

本件につきましては、地元委員さんの署名捺印をいただいておりますことから事務局で受理いたしております。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（[REDACTED] 君） 事務局説明が終わりました。質問、意見等ありましたら。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（[REDACTED] 君） ないようでしたら採決に移ります。賛成される農業委員さんは挙手をお願いします。

〔賛成者挙手13／13名〕

○議長（[REDACTED] 君） 全員賛成。

○議長 () 君) それでは、議案第2号に移ります。農地法第5条、1—10の説明をお願いします。

○係 () 君) それでは、農地法第5条の許可申請、申請番号1—10について御説明いたします。

議案書5ページをお願いいたします。

今回の申請は、申請人が農地法5条の申請により売買を行い、事務所を建設する予定でございます。

申請人、申請地等につきましては、記載のとおりでございます。

位置図の説明をいたします。議案書の6ページをお願いいたします。

申請地は、交差点小竹口の南側に位置します斜線部の2筆でございます。

次に、農地区分の説明でございます。本申請地は、他地目で分断された10ha以下の農地集団に位置していることから、第2種農地相当と判断しております。

次に、計画図等の説明をいたします。7ページが現況図、8ページが計画平面図、9ページに縦横断図を記載しております。

8ページをお願いいたします。計画では、計画図のように申請地内に事務所を建築する予定でございます。

雨水・排水につきましては、申請地内から自然流下で申請地の北側の既設道路側溝へ排水いたします。

汚水排水につきましては、敷地内の浄化槽で処理後、申請地北側の既設道路側溝へ排水いたします。

次に、切土、盛土についてでございます。9ページをお願いいたします。申請地内において、切土は最大約1.2m、盛土は最大約1.5m程度の計画となっております。

隣地境界は、北側及び南側の一部、そして東側に現場打のL型擁壁、また北側と南側の一部と西側にコンクリートブロックをそれぞれ設置して、土留めと土砂等の流出防止を行います。

最後に、地元水利承諾書についてでございます。地元からは、令和7年12月13日付で無条件での承諾書の提出がっております。併せまして、区域委員の署名捺印をいただいていることから事務局で受理いたしております。

地元委員さんから補足等ありましたら、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長 () 君) それでは、説明終了しました。御意見等ありましたら。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（ 君） ないようでしたら採決に移ります。賛成される農業委員さんは挙手をお願いします。

〔賛成者挙手13／13名〕

○議長（ 君） 全員賛成。

○議長（ 君） 続きまして、1－11の説明をお願いします。

○係（ 君） それでは、農地法第5条の許可申請、申請番号1－11について御説明いたします。

5ページをお願いいたします。

今回の申請は、申請人が農地法5条の申請により売買を行い、自己用の駐車場を整備するものでございます。

申請人、申請地等につきましては、記載のとおりでございます。

また、先ほどの3条許可申請の申請番号1－27と申請人は同一となります。

位置図の説明でございます。議案書の10ページをお願いいたします。

申請地は、今在家公民館の南東に位置します斜線部の1筆でございます。

次に、農地区分でございます。本申請地は、他地目で分断された10ha以下の農地集団に位置していることから、第2種農地相当と判断しております。

次に、計画図等の説明でございます。11ページが現況図、12ページが計画平面図、13ページに縦横断図を記載しております。

12ページをお願いいたします。計画では、申請地内に自家用車を駐車するための駐車場を整備する計画になっております。

雨水・排水につきましては、敷地内から自然流下で申請地北東の既設水路へ排水いたします。

汚水排水については、ございません。

次に、切土、盛土について御説明いたします。13ページをお願いいたします。申請地内にあって、切土、盛土はございません。申請地は現況のまま使用するというところでございます。

最後に、地元水利承諾書について御説明いたします。地元からは、令和7年12月22日付で条件付での承諾書の提出がっております。条件としましては、転用農地の表土が雨水等により水路に流れ込まないように配慮することでございます。併せまして区域委員の署名捺印をいただいていることから事務局で受理いたしております。

地元委員さんから補足等ありましたら、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（ 君） ありませんか。質問、意見等ありましたら、どうぞ。

○委員 () 君) すみません、遥か昔に私も都市計画の仕事をしたことあるんでちょっとだけ知ってるんですけど。基本的には、今回住宅を建築する用地があって、その裏側が の先ほど3条の許可申請が出てる。家庭菜園に使用しますと。それから、今回の土地は 駐車場兼通路として使用するという内容で、基本的に既存宅地と既存宅地以外の一体利用は、過去、古い話だったら、まず認められていなかったんですよ。先ほど都市整備課に行ったら、 と も実は居て、 は、県まで確認したとかしてないとかいう話で、そちらは仕方ないにしても、もう一つそこで言うときゃよかったのが、住宅建てる所と裏側の 、家庭菜園。これすぐには違反ならんにしても、将来的には一体化して、多分住宅用地として使う中で、一体利用の話、そっちもあるんじゃないかなと。そっちはまた確認してほしいなと。

併せて、今回、敷地の中に住宅用地の中に駐車場用地も十分取れるはずなんですよ、面積的に。その中であえて、違反とは言わなくても、一体利用としてちょっとグレーな部分の中で、駐車場をあえてそこで取って、通路部分は裏側の道が狭いんでやむを得んとしても、駐車場までわざわざ、農地を守るというこの農業委員会として、あえてそこに農転をして駐車場まで要るのかというところで、これは私の意見なんですけど、今回は通路部分のみの農転であるべきかなと考えてます。

以上です。

○議長 () 君) ほかに意見はありませんか。いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 () 君) それでは、採決に移ります。いいですかね、採決。事務局のほうは説明はないですね。採決に移ります。賛成される農業委員さんは挙手をお願いします。

〔賛成者挙手13／13名〕

○委員 () 君) ちょっと待ってください。本当にいいんですかね、駐車場部分を農転で認めて。通路部分は認めるべきと私も思いますけど、それ以上の駐車場まで、農地をあえて農転して、基本この会議って農地を守る立場やないですか。農転はまかりならんという立場で、それでわざわざ潰してまでせないかんとかいなと。分筆して、あくまでも通路部分のみの農転許可であるべきやなかろうかというところが私の意見なんです。あくまで意見なんで、皆さんが、いやいや、そうは言うても、どうせやけん一緒くたに打ってしまえというところであれば仕方ないかなというところの話です。すみません。

○議長 () 君) 何て言いようもないですけど、私も宅地のほうに敷地がたくさんあるのにねという話はしたんです。したんですけど、今の状態で止めようがないのが、今の現状の農業法かなという気がするんですよ。そこら辺が問題ですね。

○委員（ 君） 止めようがない、止めようがない。必要最小限の通路部分の農転でいいやないですかという話はできない。今さらながらやろ。すみません。

○係（ 君） 御懸念もつともかなと思ひまして、おっしゃるとおり、家を多分真ん中に建てるので、これは線引き前、いわゆる昭和46年以前から物が建ってたから、その建て直しだったら、調整区域だろうと誰でも許可が不要でできますよということで建て直すんだろとは確かに思ってます。なので、その敷地を広げちゃいけないよというのは、多分そのとおりだと思うので、私も気になってたんで、申請者とかに、敷地広がるように見えるから、県のほうに開発のほうに確認してねということは確認は重々言っております、県のほうからも、先ほどお話ありましたけども調整して、いわゆる家の部分とここの部分というのは、申請地は別になるものというふうに考えておまして、家のほうの接道としては、東のほうの道から取られるんだろと思うんですけども、その道のほうが、実際接道はそっちで取るんでしょうけども、なかなか車が入りづらいところになってるということでございますので、そこから車を入れてという計画にはならないんだろと思っておりますので、大通りから入るところを駐車場として転用されるということであって、やむを得ないのかなというふうには考えております。

○議長（ 君） よろしいですね。

○委員（ 君） いやいや、別に私、あくまでも意見なんで、それでいいとかやなくて、 と同じ意見やったですけど。

○議長（ 君） 取りあえず、採決は全員賛成ということで終わっておりますので、よろしくをお願いします。

○議長（ 君） それでは、議案第3号農地法第5条事業計画変更申請ということで、事務局、説明をお願いします。

○係（ 君） それでは、議案第3号農地法の第5条の事業計画変更申請、申請番号1—1について御説明いたします。

14ページをお願いいたします。

今回の申請は、令和6年9月25日に農地法5条の許可を得て、文化財の掘削調査を行う際に必要となる工事車両用通路を建設する計画でありましたが、当初の想定より発掘調査が遅れたことや、令和7年の豪雨災害により土木業者等が災害復旧工事などで多忙となっていること等で、計画期間を変更したいというふうに申請があったものでございます。

本来であれば現地確認をするところでございますが、申請地は令和7年9月の本農業委員会で審査しております、その内容どおりに、基本的には施工されていることで、今回の変更内容が計画期間の延長のみであること等から、今回の現地確認はお配りさせていただきました写真にて

お願いしたいというふうに思っております。計画の変更内容は、完了日が令和7年9月24日から令和9年9月24日に延長するものでございます。

位置図の説明でございます。議案書の15ページをお願いいたします。

申請地は、小野小学校の南側に位置する斜線図の4筆でございます。参考として、当時の計画図を16ページに添付いたしておりますが、用途変更や図面の変更等はございません。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（ 君） 事務局説明が終わりました。質問、意見等ありましたら。ありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（ 君） ないようでしたら採決に移ります。賛成される農業委員さんは挙手をお願いします。

〔賛成者挙手13／13名〕

○議長（ 君） 全員賛成。

○議長（ 君） 次に移ります。議案第4号利用権の設定ということで、説明をお願いします。

○係（ 君） 議案第4号利用権の設定について説明いたします前に、本議案につきましては、 委員が関係者となりますことから、一時退席をお願いいたします。

退席〕

○係（ 君） それでは、17ページを御覧ください。

農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項により、「農業委員会は、農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図るために必要があると認めるときは、農用地利用集積等促進計画を定めるべきことを農地中間管理機構に対し要請することができる」となっておりますことから、今回議案を提案いたしました。今回、新規4件の申出がっております。

それでは、17ページ、申請番号1-60、筈内にございます1筆、面積2,059㎡、貸付人・借受人は記載のとおりです。令和8年3月1日から令和18年12月末日までの貸し借りとなっております。

続きまして、申請番号1-61、筈内にございます4筆、面積5,423㎡、貸付人・借受人は記載のとおりです。令和8年3月1日から令和22年12月末日までの貸し借りとなっております。

続きまして、18ページ、申請番号1-62、筈内にございます1筆、面積2,865㎡、貸付人・借受人は記載のとおりです。令和8年3月1日から令和30年12月末日までの貸し借りとなっております。